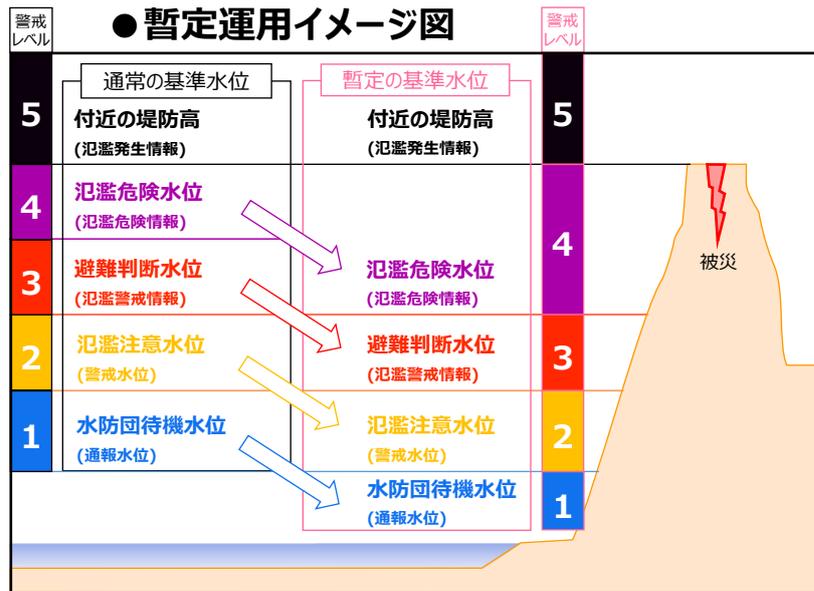


能登半島地震により広範囲に甚大な被害を受けた石川県内の9河川について、令和6年4月1日から基準水位を引き下げた暫定運用を行います。

堤防や護岸が広範囲にわたって被災し、その機能が著しく低下している河川について、水防活動の目安となる各基準水位を通常より1段階引き下げた暫定運用を行い、早期の警戒体制を確立します。



● 堤防や護岸が被災(沈下・亀裂等)

出水に対し早めの警戒が必要

**基準水位を一律引き下げ
(暫定基準の適用)**

● 災害復旧事業の完了

地震前の堤防や護岸の機能確保

**基準水位を一律引き上げ
(暫定基準の解除)**

● 基準水位の種類

警戒レベル	基準水位	説明
4	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町長の避難指示の発令判断の目安となる。
3	避難判断水位	市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる。
2	氾濫注意水位 (警戒水位)	洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位であり、水防団の出動の目安となる。
1	水防団待機水位 (通報水位)	各水防機関が水防体制に入る水位である。

● 河川の水位に関する情報は、下記からご確認ください。
石川県河川総合情報システム
<http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/>



石川県土木部河川課
TEL :076-225-1736
FAX :076-225-1740
Email :e250900@pref.ishikawa.lg.jp